

◆第18話◆ ディスクローズと自校史

私立大学は、情報公開法も公文書管理法もその対象外であるという解釈が通念として成り立っている。かなり公共性という性格を保有する組織であるにも関わらずに、である。しかし、学校教育法第百十三条では、「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」と定めることになった。その二つの顔は、学校教育法施行規則第百七十二条の二に具体的に決められ、

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

となっている。

これは、個別的事項を除いて示したものである。

「学による情報の積極的な提供について（通知）」（平成17年3月14日16文科高第958号）も併せて参考にしていきたい。

「学校法人」は、あくまで民間組織である。国は、民間組織であっても公共性に富んでいる民間企業にも情報開示を求めている。このことから、文部科学省は、最低限の情報開示事項を学校教育法関係法令に定めたのである。大学は、

もっと自学について知ってもらい、受験生はもとより、世間一般に認識され、評価を受けることが存続発展に寄与するであろうことを自覚することが肝要ではないだろうか。

大学の持つ研究実績や学生の活動をはじめ、世間が知らない非公表の業績は、多いであろうと推測できる。そして、ディスクローズには、必ずフィードバックが付き物であると考えるのが通常であろう。